**大阪府入札監視等委員会 入札監視第2部会 令和6年度 第2回定例会議　議事概要**

１　開催日時　　令和7年2月3日（月）午後1時30分から午後3時00分まで

２　場所　　大阪赤十字会館4階　401会議室

３　出席委員　　5名

４　審議対象期間　　令和6年4月1日から令和6年9月30日まで

５　会議の概要　　令和6年度第1回定例会議の抽出事案に係る講評を踏まえた検討状況等について、別添のとおり事務局から報告を行った。

審議対象期間中における入札方式別の発注案件の状況、入札参加停止措置等の状況及び談合情報等の処理状況について、事務局に内容の説明を求めた上で審議を行った。

また、大阪府が契約締結した次の種別の契約（総契約件数1,991件）のうち、委員が抽出した3件について、事案ごとに担当課に入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　　　　別 | 内　　　　　訳 |
| 建設工事 | 予定価格250万円を超えるもの |
| 測量・建設コンサルタント等業務 | 予定価格100万円を超えるもの |
| 委託役務業務 | 予定価格100万円（物件の借入れについては80万円）を超えるもの |
| 物品購入 | 予定価格160万円を超えるもの |

６　審議の結果　　これらの処理状況・事案は概ね適正であると認める。

７　委員からの質問とそれに対する回答等　　別添のとおり

【抽出事案一覧】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入 札 方 式 等 | 案　　　件　　　名 | 契約金額(円) |
| 建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ等業務 | 随意契約 | 大阪府立新工業系高等学校（仮称）改築工事実施設計業務 | 219,560,000 |
| 委託役務 | 一般競争入札 | 大阪府立学校向け包括的ソフトウェアに係る使用許諾 | 894,980,207 |
| 委託役務 | 総合評価一般競争入札 | 大阪府情報システム全体最適化計画策定業務 | 72,600,000 |

別 添

|  |
| --- |
| **【大阪府立新工業系高等学校（仮称）改築工事実施設計業務】****≪令和6年度 第2回定例会議抽出事案 質疑応答要旨≫** |
| 委　　員　　質　　問 | 担　　当　　課　　等　　回　　答 |
| 　本事案に先行する基本設計は、公募型プロポーザル方式により発注しているが、同方式を採用した理由は何か。基本設計と実施設計を別々で発注しているが、一体で発注できない理由は何か。 | 　一般的な改修工事などは一般競争入札で発注しているが、それより技術的にレベルの高いものについては、公募型プロポーザル方式を採用している。住宅建築局では学校、警察署などの新築工事は同方式を採用している。　基本設計を進めていく中で、諸条件を整理し、工事金額、設計の内容などが決まる。基本設計が完了し、実施設計の内容が固まり、委託料が決まるため、別々で発注している。 |
| 　分離して発注する理由は理解できるが、基本設計の受注者と異なる事業者が、基本設計に基づいた実施設計を履行することができるのか。 | 　基本設計の受注者と異なる事業者では、基本設計のコンセプト、検討内容などが引き継がれない。そのため、基本設計を受注した事業者が継続して実施設計を行うことができるよう、随意契約により発注する必要がある。 |
| 　基本設計の受注者が継続して実施設計も受注できるのであれば、基本設計を安価に受注し、実施設計では高値の見積りをすることは考えられないのか。 | 　設計業務の積算基準は国土交通省で定められたものを基準に算定しているとともに、基本設計の仕様書において、基本設計の落札率を実施設計の設計金額に対して適用すると明示しているため、随意契約にしても高値となることはないと考えている。 |
| ≪講　評≫　　本事案は、昨年度に公募型プロポーザル方式で発注した基本設計業務の受注者に対し、業務の一体性等を鑑みて随意契約を行ったものである。建設工事における設計業務については、基本設計と実施設計を同一の設計事務所が責任をもって行うことが原則とされていることから、一体的に発注する方が合理的であると考えられるが、基本設計により、実施設計に係る設計金額を積算することや基本設計時に大幅な見直しを行う可能性があること、また、実施設計の発注時には、基本設計時の値引率を適用するなど、コスト対策を行っていることを踏まえると、実施設計業務を分離して発注する方法は理解できる。しかしながら、基本設計に比して、実施設計費用が大きいことから、基本設計の発注時に実施設計のコストを工夫する手法等について提案を求めることや一体での発注方法についても検討していただき、より高品質かつ適正な価格での調達に努められたい。 |
| **【大阪府立学校向け包括的ソフトウェアに係る使用許諾】** |
| 委　　員　　質　　問 | 担　　当　　課　　等　　回　　答 |
| 　ソフトウェアの使用許諾には、1年間や複数年がある中、本事案の契約期間は6年間となっているが、契約形態別の比較等、事前にどのような検討を行ったのか。6年間の契約期間の中で、人事異動等によりアカウントが増減し、不必要な金額を支払うことにはならないか。 | 　契約期間の6年間は、システム全体の運用基盤の期間と合わせたもの。事前に事業者へ確認したところ、3年間のライセンスを2回とした方が安価になるとの情報を得たため採用した。一括購入した場合と賃貸借の場合との価格比較までは行っていない。　人事異動等による増減はあるものの、極端な場合でない限り、契約上のアカウント数で対応できると考えた。増減は事前に見込みきれないため、6年間の契約による経済性を優先したもの。 |
| 今後に向けて改善方針等はあるか。 | 　現在の方法も含め、一括発注や人事異動を踏まえた契約期間の設定など、様々な発注方法について、今後は慎重にコスト比較をしながら検討したいと考えている。 |
| ≪講　評≫本事案は、府立学校で使用する教職員用端末機のソフトウェアの使用許諾について、一般競争入札により発注したものである。調達したライセンスについては、3年間のライセンス2回分として発注し、支払方法については、72回の月額払いとしている。当該ライセンスについては、1年間のライセンスもあるが、安価になるとの情報により、3年間×2回のライセンスとしたものであり、また、72回の分割払いについてもリース料は加算されていないとのことであるが、これらについて、価格比較が行われておらず、この発注条件が最適解かどうか確認できない。本事案については、一般競争入札により行っており、競争原理は働いていたと考えられるものの、発注条件についての比較検討が十分ではなかったと考えられる。今後の発注にあたっては、発注条件について、比較検討を行い より適正な価格で調達できるよう努めていただきたい。 |
| **【大阪府情報システム全体最適化計画策定業務】** |
| 委　　員　　質　　問 | 担　　当　　課　　等　　回　　答 |
| 　本事案は総合評価方式で発注し、価格評価点と技術評価点の配点比率を1対3としているが、評価項目等について、どのような点に着目して設定したのか。　配点比率を1対3として発注した入札結果について、どのような効果があったと考えているか。　今後に向けて改善方針等はあるか。 | 　本事案を履行できる高い技術力があるかどうかを適切に確認するための技術評価項目を設定した。具体的には、自治体の状況を理解し、最新の技術動向の把握や製品・サービスの市場調査を行う力、それを府に適用できるかを見極める力等を多角的に評価できるよう、項目や基準を設定した。　入札結果をみると、落札者は価格評価点が最低点であるものの、技術評価点が最高点であり、事前に意図した技術力の高い事業者と契約ができたことから、本事案のように高度な計画策定業務においては、円滑な事業推進に有効に作用すると考えている。　今後、システム関係業務で総合評価方式を採用する場合は、評価基準において、より技術面を重視することによって、適切に調達できるよう進めていきたい。 |
| ≪講　評≫　　本事案は、府庁全体のシステムの現状や課題を分析し、全体の最適化に向けた対応策や効果、スケジュール等を策定する業務であり、総合評価一般競争入札により発注したものである。本事案は、IT事業に関する広範な知識やノウハウが必要であることなど、高い技術力を要するため、価格評価点と技術評価点の配点比率を1対3として発注したものである。これにより、技術提案項目を細分化して設定することによる多角的な評価が行えたこと、また、入札参加者が過度な価格競争とならなかったことから、高い技術力に基づいた技術提案がなされたことなど、非常に有効なものであったと評価できる。府の行政における情報化は必須であり、情報システムの品質は、事務処理に大きな影響を与えるものであるため、今後はさらに高度化が求められる。このことから、IT事業の調達にあたっては、競争性を発揮し、より技術力の高い事業者と適正な価格で契約できるよう努められたい。 |

**≪令和6年度第1回定例会議抽出事案に係る検討状況の報告≫**

|  |
| --- |
| **【マイド・ア・おおさか構築・運営業務】** |
| 委　　員　　意　　見 | 担 当 課 等 報 告 〔事務局より報告〕 |
| ・「マイド・ア・おおさか」は、府と府内市町村における行政サービスの総合窓口となるもので、既に構築されている「大阪広域データ連携基盤（ORDEN）」と連携して運用されるシステムとなっている。・本システムの構築に当たっては、既に契約しているORDENの運用業務に連接して提供を受ける同種の業務として随意契約を締結したものである。先行して構築したORDENの構築においても、入札によらず公募型プロポーザル方式により契約を行っている。・これについては、年度ごとに事業評価を行っているため、単年度予算となって入札に付す暇がないことや、実証実験用のシステム構築からスタートしたことによるものとのことである。・しかしながら、本システムは府と市町村の行政サービスを統合して取り扱うことなど、多方面から注目され、大きな影響を与えるものであることから、その契約手法については多くの事業者が本システムに参加できるオープンな仕組みとすべきである。・本システムは、今後、参加市町村を増やしていくこととしており、また、システムも運用主体の組織も検討していくとのことである。・今後のシステム拡張やシステム更新に当たっては、透明性と公平性が確保された契約を行うとともに、参加する市町村へも情報提供などにより好影響を与えてもらいたい。 | ・審議において、ベンダーロックインのような状況になっているのではとの指摘があったが、本事業は市町村の行政サービスを取り扱うため、府民や市町村に当該事業者でなければならない、つまりベンダーロックインであると誤解を招かないよう、意識して進めていきたい。・また、随意契約については、予算計上の関係と年度当初からの運用における観点から、15か月予算計上にするなど、入札を実施できるように努める。・入札監視委員会でいただいた講評・意見をふまえて、引続きベンダーロックインにならないよう、透明性と公平性を確保した契約を行う検討を進めているところ。引き続き検討し、方向性が定まり次第ご報告させていただきます。 |